

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けでした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を徒過してされた不適法なものであるとしてこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に関する裁決、すなわち原処分の適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。
- 3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、監督署長は平成〇年〇月〇日付けで請求人に支給通知を発送した。

(2) 請求人は、審査請求書において原処分があったことを知った年月日を、「平成〇年〇月〇日」と記載し、また、再審査請求書においては同年月日を「平成〇年〇月」と記載しているが、一方で請求人は、平成〇年〇月〇日審査官作成の聴取書によると、支給決定の通知をもらってからすぐに労働局に電話をかけ、不服を申し立てたのは昨年(平成〇年)のことと思うと述べていることが記されている。

原処分のあったことを知った日については、郵送による通知が請求人に到達した日であると推認されるどころ、本件支給決定通知が原処分庁から平成〇年〇月〇日付けで発送されていることと上記請求人の申述を鑑みると、請求人が審査請求書及び再審査請求書の「原処分のあったことを知った年月日」を「平成〇年」と記載したことは誤りであり、少なくとも請求人は平成〇年〇月〇日までに原処分があったことを知っていたものと判断することが相当である。したがって平成〇年〇月〇日を起点としても、審査請求の期限は平成〇年〇月〇日までとなる。

しかしながら、請求人が審査官に審査請求を提出したのは、平成〇年〇月〇日であり、明らかに請求期間を徒過しているものである。

(3) なお、審査請求の受付は、口頭によるものでも可とされているが、口頭の請求は審査請求に必要な事項を審査官等に対して陳述させることとなっている。

本件においては、請求人は平成〇年〇月〇日審査官作成の聴取書において、「振込みの通知をもらってから日にちは覚えていませんが、すぐに労働局に電話を掛けたところ、女性の職員に話を聞いてもらい、審査請求の方法があることを教えてもらい用紙を送ってもらいました。」と述べていることが認められるが、電話をかけた日時も応対した職員も定かではなく、仮に電話を掛けたことが事実であっても、用紙を送ってもらい審査請求をするつもりであったというものであって、その電話をもって請求人が審査請求を行う旨の意思を明確に伝えたとは認められないとする審査官の判断は妥当である。

(4) 上記のとおり、本件審査請求は、法定の請求期間を徒過した後になされたものである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。そ

して、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

- 5 請求人は、平成〇年〇月〇日審査官作成の聴取書によると、要旨、審査請求の用紙を提出するのは色々と忙しくてついつい遅れてしまった、審査請求の期間が60日というのも知らなかつたと述べていることが認められる。

しかしながら、これは請求人の個人的な事情を述べるにすぎず、少なくとも、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるような事情があつたことについて疎明があつたものとは認めることができない。

- 6 以上のとおりであるから、本件審査請求は、請求期間を徒過してなされておき、その徒過したことについて正当な理由があつたことの疎明がないので、適法なものとは認められず、これを却下した審査官の決定は妥當なものである。

したがつて、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よつて主文のとおり裁決する。